



22消安第1564号
平成22年5月19日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

英国ノッティンガムシャー州から我が国向けに輸出される家きんの輸入
停止措置について

昨日、英国ノッティンガムシャー州において鳥インフルエンザ（H5亜型）
の抗体陽性が確認された旨、英国大使館からの情報提供があった。本疾病の我
が国への侵入防止に万全を期すため、英国から日本向けに輸出される家きんの
取扱いについては、同州における鳥インフルエンザの清浄性が確認されるまで
の間、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

なお、家きん肉等については、英国全土からの輸入停止措置を引き続き講ず
ることとする。

記

1 輸入停止措置の対象地域
ノッティンガムシャー州

2 輸入停止措置の対象品目
家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目
の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛